



生活保護費分割手渡一部不支給国賠事件 の和解について

生活保護利用者3名から提訴され、桐生市が被告となりました前橋地方裁判所令和6年（ワ）第193号桐生市生活保護費分割手渡一部不支給国賠事件の和解が成立しました。

■ 和解日 令和7年11月20日（木）

■ 市長コメント

本件訴訟に至るまで、原告となられた方々には、計り知れないご心労をおかけいたしましたこと、また、この問題を通じて市民の皆様にも多大なるご心配をおかけいたしましたことに対し、心より深くお詫び申し上げます。

現在、「桐生市生活保護業務の適正化に関する第三者委員会」からいただいた報告書や、厚生労働省及び群馬県による監査結果を踏まえた生活保護業務の改善に取り組んでいるところですが、今回の和解内容はもとより、ここに至るまでの経緯を真摯に受け止め、生活保護制度の運用にあたり、より一層、丁寧かつ適切な対応を徹底してまいります。

令和7年11月20日 桐生市長 荒木 恵司



【問い合わせ】
保健福祉部福祉課保護係
TEL 0277-44-8238

和解内容

- 1 被告は、原告ら各自に対し、生活扶助費の一部不支給、ハローワークでの求職活動を支給条件としていたと言わざるを得ない過度の分割手渡し、扶養届に基づく収入の有無を確認しなかったこと等の違法行為及び不適切行為があつたことを認め、深く謝罪する。
- 2 被告は、原告らに対し、被告の生活保護に関する事務執行において、生活保護利用権の侵害が疑われる事情が存在することや、生活保護申請の意思の有無を確認することを怠つたことなど、被告が生活保護利用権を軽んじていたことを認め、今後、生活保護の利用権の重要性を認識し、十分に尊重した上で、生存権の保障に即した生活保護制度の運用を行うことを誓約する。
- 3 被告は、原告らに対して行った違法又は不適切な行為の再発防止を図り、適正な生活保護行政を実施するため、組織として必要な次の改善措置を講ずることを約束する。
 - (1) 生活保護の相談者又は利用者との会話又は通話を、相手の同意を得た上で録音する。
 - (2) 適切な相談対応とサービスの質の向上を図るため、生活保護業務に従事する職員の研修を定期的に実施する。
 - (3) 令和8年度以降、警察官OBを保護担当部門及び生活困窮者自立支援部門に配置しない。
 - (4) 生活保護の申請者本人が認めた同行者については、窓口での同席を認める。
 - (5) 金銭的援助をする者から扶養届が提出された場合、扶養の実現可能性について十分に確認するとともに、扶養届に基づく収入認定に際しては、仕送り等扶養の実態を定期的に確認する。
 - (6) 金銭管理団体の利用は、生活保護利用者自らの意思とし、利用の勧奨はしない。また、金銭管理団体の利用に際しては、十分な説明と適正な管理が行われているかを確認し、状況に応じ、必要な支援に努める。特に金銭管理団体が、生活保護利用者本人名義の金融機関口座の通帳、キャッシュカードを本人から預託してもらう方式を採用している場合は、本人の意思に反して保護費を受け取ることが出来ない状況にならないよう、一層配慮する。
 - (7) 公益通報制度の周知及び適切な運用を図る。
 - (8) 生活保護制度の理解を深めるため、生活保護の申請は国民の権利であること、生活保護を必要とする可能性は誰にでもあるものなので、ためらわずに申請・相談をするよう、広報紙、ホームページ、デジタルサイネージなどを活用し、積極的な制度周知に努める。
 - (9) 適正な生活保護行政を計画的に実施するため、令和7年12月までに健全化計画を策定する。

(10) 法令順守の維持・継続をチェックするため、外部視点で恒常的な監視を行う組織を令和8年3月末日までに設置する。当該組織の構成員、権限及び活動内容については、令和7年3月28日付桐生市生活保護業務の適正化に関する第三者委員会報告書89頁及び90頁に記載の調査結果を踏まえ決定する。

(11) 上記改善取組の実施状況について、定期的に市民に公表する。

4 被告は、原告ら各自に対し、本件解決金として、それぞれ40万円の支払義務があることを認める。

5 被告は、原告ら各自に対し、前項の金員を、令和7年12月22日までに、指定口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告の負担とする。

6 原告らは、第4項の金員を自らの生活維持のために用いることとし、被告は、当該金員について原告らの収入として認定しない。

7 原告らは、その余の請求を放棄する。

8 原告ら及び被告は、本和解をもって、本日までの原告らと被告との間の生活保護に関する争いは、令和7年6月27日最高裁第三小法廷判決を踏まえた原告らへの補償措置がとられた場合の当該補償措置を除き、全て解決したことを確認すると共に、原告らと被告の間には、本件国家賠償請求に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

9 訴訟費用は各自の負担とする。